

独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律案(閣法第二号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、大学等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、学資を支給する給付型奨学金制度の創設に係る所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の目的及び業務に学資の支給を追加する。
- 二、機構は、特に優れた学生等であつて経済的理由により修学に極めて困難があるものと認定された者に対して学資を支給するものとする。
- 三、機構に、学資の支給の業務に要する費用に充てるため、学資支給基金を設けるものとする。
- 四、この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、一部の規定は、公布の日から施行する。
- 五、政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、学資の支給に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。